

千葉県遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱施行要領

(趣旨)

第1 この要領は、千葉県遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱（平成27年10月20日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領で使用する用語の定義は、要綱で使用する用語の例による。

(標識の設置等)

第3 要綱第5条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）は、遺体保管所等の敷地が道路に接する部分（敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）の見やすい場所に設置するものとする。

2 事業主は、標識が風雨等により容易に破損し、又は倒壊することのないよう設置するとともに、その記載事項が不鮮明にならないよう維持し、及び管理するものとする。

3 要綱第5条第1項第2号に規定する、別に定める認定又は許可の申請は、千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成7年千葉県規則第70号）第11条第1項各号に掲げるものとする。

4 要綱第5条第3項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 第1項の規定に基づき設置した標識の設置状況（遠景）及び記載内容（近景）が確認できる写真

(2) 設置場所を明示した図面

(計画の概要に係る説明事項等)

第4 要綱第6条第1項の規定により説明する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業主の名称、代表者氏名、所在地及び連絡先

(2) 遺体保管所等の名称及び所在地

(3) 遺体保管所等の概要（要綱第3条第1項第1号に掲げる事項を含む。）

(4) 工事着手予定日

(5) 工事完了予定日又は遺体保管所等設置予定日

(6) 遺体保管所等の管理及び運営方法（要綱第3条第1項第2号に掲げる事項を含む。）

2 説明に際しては、要綱第4条第2項第2号に掲げる書類を示さなければならない。

3 事業主は、遺体保管所等の設置に関する事業計画を変更したときは、要綱第6条第1項の規定による説明を行った近隣関係住民等に対し、その旨を説明しなければならない。ただし、周辺の住環境が改善されるもの又は周辺の住環境に影響を及ぼさないものについては、この限りでない。

(説明等報告書の提出)

第5 要綱第6条第2項の規定による説明等報告書を提出する際は、次に掲げる書類を添付する

ものとする。

(1) 近隣関係住民等に配布した資料

(2) 第2条第7号ア又はイに規定する距離の範囲を示した付近状況図に説明等報告書(第二面)の番号を付番した図面

(連絡会議)

第6 要綱第11条に規定する千葉県遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱連絡会議(以下この条において「連絡会議」という。)は、都市局建築部長及び協議関係課の長により構成するものとする。ただし、会議の議題の内容によっては、その他の必要な者の参加を求めることができる。

2 連絡会議に議長を置き、都市局建築部長をもって充てる。

3 連絡会議の庶務は、都市局建築部建築指導課において処理する。

4 議長は、必要に応じ連絡会議を開催する。

5 連絡会議の運営について、必要な事項は議長が定める。

(委任)

第7 この要領に規定するもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、千葉県遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。